



「赤ちゃんにも絵本を」

親子のふれあい「コミュニケーション」

赤ちゃんは、ストーリーが分からなくても、お父さんやお母さんの声を聞いて、絵を見て楽しんでいきます。「小さな子どもに絵本を読むのは早いか」と思われるかもしれませんが、ぜひ親子のふれあいを楽しみながら、絵本を読んであげてください。きつと優しい温もりが、豊かな心を育む手助けになるでしょう。読んであげる絵本に迷われたときには、職員に気軽に声をかけてください。

図書館、図書室では「小さい子のおはなし会」を毎月行っています。絵本の読み聞かせ以外に手遊びやわらべ歌などの紹介も行っています。赤ちゃんから入園前の小さいお子さんまで、気兼ねなくご参加ください。



▲小さい子のおはなし会での工作一例

新刊紹介

『おせんべ やけたかな』

校正・文芸がよろこ
絵・降矢なな / 出版・童心社



わらべうたの「おせんべ やけたかな」が絵本になりました。

温かみのある絵が、わらべうたの魅力をより引き立てています。わらべうたの歌詞の、繰り返しのリズムが心地よい絵本です。

最後には、歌いながら赤ちゃんとする、ふれあい遊びの方法も紹介されています。

他にも『わらべうたでひろがるあかちゃん絵本』のシリーズとして、『ねーずみ ねーずみ どーこ いきや?』と『へっこ ぶっと たれた』がありますので、あわせてどうぞ。

暮らしと

ホッと

—第60回—
消費生活情報
「原野商法の二次被害」

雑木林を売却したはずが、別の新たな原野を買わされた

【事例】 宅地建物取引業の免許を持つ業者から、電話で何度も、昔両親が400万円で購入した雑木林の売却を持ちかけられた。断ったが「約5千万円で買い取る」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」などと説明され、よく分からなかったが、買い手のつかない土地が売れるならと思い、約400万円支払って契約書にサインした。しかし、いつまでも購入費用は返金されず、業者は電話に出ない。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を1600万円で購入する契約となっていた。(60歳代女性)

(独)国民生活センター
見守り新鮮情報
第306号より



ひとこと助言

●過去に原野商法(値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林などの土地を、将来値上がりするかのようについでに偽って販売する手口)の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談がみられます。

●「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きつぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。

●宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。

●一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。困ったときや不審な点を感じたら、左記窓口にお気軽にご相談ください。

消費者ホットライン
TEL 1888

南丹市消費生活相談窓口
TEL (0771) 68-0100
月曜・火曜・金曜(祝日は休み)
午前9時〜午後4時

(商工観光課)